

平成31年度事業計画書

〔 自 平成31年4月 1日 〕
〔 至 平成32年3月31日 〕

公益財団法人 人工知能研究振興財団

人工知能は、日本のみならず世界中で様々なプラットフォームを支える基盤技術となることが期待され、産学官あげて研究開発が行われている。我が国が目指す未来社会の姿として、政府からは膨大な情報処理と最新技術が相まって新たな価値と産業を創出するソサエティ5.0が提唱されており、その中核となる技術の一つとして人工知能が挙げられている。

こうした中で、当財団においては、従来の研究助成事業を粛々と進めることにより、人工知能の研究の振興及び利活用の促進に力を注いでいくことにしている。

また、財団を巡る内外の環境変化に対応した財団の組織運営及び事業のあり方について、引き続いて検討していくこととする。

1. 人工知能の研究に対する助成（定款 第4条第1項第1号）

（1）研究助成金の交付

企業、教育・試験研究機関、その他団体等の人工知能等の研究者・研究グループ等において行われる「人工知能の研究」に対し、研究助成を行う。

助成研究の実施形態においては、企業や産学（官）による共同研究や、全国各地の地域産業に資する研究について、積極的に支援することとする。

① 研究対象分野

- ・ 人工知能（知能ロボット、インテリジェントシステム、機械翻訳、音声理解、画像理解、知的C A I等）に関する調査、研究及びその利用技術の開発
- ・ 人工知能関連技術（人工知能を活用した情報処理技術・情報通信技術等を含む。）の高度化に関する研究・開発

② 研究助成の公募・選考

人工知能等に関する助成研究を公募(受理期間:7月1日~9月30日)し、応募のあった研究について、当財団に設けられた審査委員会において採択研究の候補を選考する。

③ 研究助成対象者及び助成研究テーマの公表

理事会の委任により理事長が採択助成研究を決定し、11月下旬にプレス発表及びホームページにより公表する。

④ 人工知能研究助成金交付伝達式(人工知能研究発表講演会と併催)

12月上旬に開催予定の交付伝達式において、交付決定通知書を手交するとともに、採択された研究の目的・内容及び研究によって期待される成果等について、各研究者からの報告により助成事業発表会を行う。

2. 人工知能に関する講演会・シンポジウム・セミナー等の開催 (定款 第4条第1項第2号)

(1) 人工知能研究発表・講演会及び人工知能研究成果発表会等の開催

人工知能及び人工知能関連技術の研究振興を図るため、今年度の助成対象者による研究発表とともに、参加者と助成対象者等との交流会を開催する。

併せて、人工知能の最先端・最新技術、研究等についての講演会を開催する。

また、助成研究の成果の普及活用のため、2年前の助成対象者による研究成果発表会を開催する。

① 人工知能研究発表・講演会(併催:人工知能研究助成金交付伝達式)

開催回数 1回(12月)

参加者募集数 70人

② 人工知能研究成果発表会

開催回数 2回(9月、3月)

参加者募集数 120人

(2) 講演会・シンポジウム・セミナー等の開催

人工知能及び人工知能関連技術に関する基盤・応用・実現技術に関して企業等が求めている最新の実用化情報とその活用情報等を提供する場としても、前記講演会・成果発表会を開催する。

また、次世代人工知能・ロボット産業の創出・振興、人工知能の研究促進を図ることを目的として、毎年度開催している「ロボットシンポジウム」については、ニーズ及び環境変化に対応していくため、「ヒューマンロボットコンソーシアム」を始めとした関連団体と開催方法及び開催内容等を検討することとする。

(3) その他講演会・シンポジウム・セミナー等の開催等

地方自治体及び関連団体等と連携・協力を図ることにより、講演会、シンポジウム、セミナー等の開催について検討する。

3. 人工知能に関する情報の収集・提供（定款 第4条第1項第4号）

(1) 機関誌及びホームページ等による情報提供

人工知能及び同関連技術分野に関する情報の収集を行うとともに、財団活動及び人工知能・同関連技術等について機関誌「AI Information」及びホームページ等により、情報提供を行う。

- ・機関紙「AI Information」の発行
- ・ホームページ (<http://www.airpf.or.jp>) による情報提供・発信

(2) 人工知能関係事業等との連携による財団の社会的認知度向上等

人工知能及びロボット関係の講演会、セミナー、国際会議等の場を活用して、当財団の認知度の向上を図り、更なる人工知能の研究振興に寄与するため、研究助成事業の周知とともに、広報活動を行う。

4. 人工知能の研究に関する相談・指導（定款 第4条第1項第5号）

「人工知能の研究に関する相談・指導」事業の実施体制の充実を図るため、地元の大学、試験研究機関、行政等を中心とした研究開発・事業化等支援協力機関との基礎的なネットワークを構築し、相談等内容に応じた関係機関への橋渡しをする事業を推進する。

本年度は、昨年度に引き続き事業の広報とともに、その実施等を通じて、広域的な支援協力機関ネットワークづくりに務め、より実効性のある実施体制づくりに取り組む。

5. 公益財団法人移行後の財団運営及び人工知能研究振興等のための事業のあり方について

財団法人は、「出捐者から公的に付託された資金によりその設立目的の達成のため、社会全般を受益者として、継続的に公益目的事業を適正かつより効率的、効果的に行う。」ことが求められている。

こうした中で、極めて厳しい財政状況において、継続的に公益目的事業実施の維持・充実を図っていくための方策の一つとして、他公益法人への事業等引継ぎの検討等を行ってきたが、当財団関係及び関係先の合意形成に至らない状況にあることから、通常の事業を実施していく中で、財団の組織運営及び事業のあり方等について、引き続き業務運営委員会において検討をお願いすることとする。